

総務経済委員会会議録

招 集 年 月 日	平成30年 9月26日				
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室				
開閉会日時及び宣告	開 会	午前10時00分	委員長	竹内 祐子	
	閉 会	午後 1時27分	委員長	竹内 祐子	
出席並びに欠席議員 出席 5名 欠席 1名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠	
	土屋 和幸	○	豊田 一仁	○	
	楠 浩幸	○	馬場 衛	○	
	竹内 祐子	○	牧野 考二	▲	
説明のため出席した者の職・氏名	市 民 経 済 部 長	長田 尚史			
	保 険 年 金 課 長	尾崎 修			
	課 長 代 理 兼 後期高齢者医療係長	崎本 昌子			
	国 保 年 金 係 長	木下 靖義			
	特 定 健 診 係 長	森田 ゆかり			
	紹 介 議 員	楠 浩幸			
職務のため出席した者の職・氏名	局 長	竹上 弘	書 記	三浦 梨紗	書 記 熊谷 浩行
会議に付した事件	平成30年9月定例会付託 議案・請願審査				
会議の経過	別 紙 の と お り				

傍聴議員：神谷里枝

総務経済委員会会議録

平成30年9月26日（水）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前10時00分 開会〕

○楠副委員長 改めまして、おはようございます。本日は、御多忙のところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。それでは、委員長、開会をお願いします。

○竹内委員長 おはようございます。暑さ寒さも彼岸までと申しますように、日増しに秋を感じるきょうこのごろでございます。夏の疲れが出てきて、体調を崩しやすくなっておりますので、皆さん健康には十分気をつけてお仕事に励んでください。

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

初めに、長田部長が同席されておりますので、部長さんから一言御挨拶をお願いいたします。

○長田市民経済部長 それでは、皆さん、改めましておはようございます。座って簡単に。

それでは、きょうの総務経済委員会のほうでは、市民経済部として保険年金課のほうで国民健康保険と後期高齢者医療事業のほうの特別会計、2つの決算認定のほうの審議をお願いしたいと思いますので、お忙しいところ大変ですが、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○竹内委員長 本日、神谷議員より傍聴の申し出があり、当委員会に同席されますので御報告をいたします。

本委員会に付託されました議案及び請願は、既に配付されております付託議案一覧表及び請願文書表のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまから、議案及び請願の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。

なお、会議録作成のため、マイクを手前に向け、スイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。

初めに、議案第97号、平成29年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。決算書は14ページから19ページ及び338ページから368ページ、主要施策成果の説明書は189ページから206ページまでとなります。

これより、質疑を行います。質疑は、歳入全般と歳出全般にそれぞれ分けて行います。

初めに、歳入について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

馬場委員。

○馬場委員 歳入の関係で、収納率について3点ほどお伺ひいたしたいと思います。

まず最初に、前年度と比べて収納率について比較してどうだったのかということと、全体では前年度より収納率が増加したということですが、県内の位置、どの辺の位置にいるのかということをお教えいただきたいと。また、収納率を上げるための取り組み、この3点について順次御答弁いただければと思います。よろしくお願ひします。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

まず、第1点目ですが、国民健康保険税において、収納率は前年度と比較してということになりますが、前年度に比べ、現年課税分は95.27%で0.01ポイントの減、滞納繰越分は25.46%で1.27ポイント増、全体では0.90ポイント増加いたしました。

そして、2番目の御質問の県内での位置はどうかということですが、23市中になりますが、現年課税分は第4位、滞納繰越分は第6位、全体では第2位となっております。

そして、3点目、収納率を上げるために取り組んだことはとなりますが、滞納整理については税務課を中心に取り組んでおまして、最初に税務課の取り組みとしましては、滞納金額、滞納年度から滞納者ごとにきめ細かく判断し、財産調査予告、最終催告、財産差し押さえ予告など文書を使い分けて催告を実施しております。また、催告書などを送付しても納付がない方や納付相談に応じない方は、財産調査の上、財産の差し押さえを執行しております。

次に、保険年金課での取り組みとしましては、滞納から1年以上経過したものには短期証への切りかえを行い、窓口で交付することをお伝えしまして、市役所に出向いていただき、税務課との納税相談の機会をふやしております。

また、現年度課税分については、滞納を早期になくすため10月、12月、2月の3回にわたり電話催告の実施をいたしております。以上でございます。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 現年でも4位ですから全体では2位というふうなお話をいただきましたですけど、それなりに努力されておるといふうに感じとりました。

そんな中で、やはり収納率を上げる努力ということで、催告から差し押さえ、効果的に一番滞納者の効果があるという部分では、一番やっぱり出向くって、面接がどうなのかなど、その辺についてはいかがですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

今回、コンビニ納付が始まりましたが、コンビニの納付も含めてちょっと御説明させていただきたいと思います。

コンビニ納付は、平成28年度から7,460件、平成29年度が8,817件となり、件数が1,387件の増、納付金額は約360万円の増となっております。また、8月31日現在におけます自宅に届きました納付書の支払い行為につきましても、済みません、8月31日現在においても前年の平成29年度よりも70件ほど増加しております。被保険者の利便性の向上、そして自宅に届きました納付書の支払い行為につきましても大きな効果を得ていると捉えております。納付率向上対策としては、口座振替率の向上が何よりの有効策となりますが、口座振替率は、平成28年度が67.74%、平成29年度が70%となり、わずかではありますが、2.26ポイント増となっております。収納率対策としては、引き続き、窓口での手続の際には口座振替にさせていただくことをお願いし、進めていくほか、郵送で手続ができる口座振替依頼書を納税通知書と同封し、件数をふやせるよう努力していきたいと思います。

また、滞納者の方には、電話催告等を実施しておりますが、電話催告につきましても10月、12月、2月の3回ですが、各150件の方になりますけど、電話で連絡をして、まず早目早目のお願いということで、職員がそういった言葉、御連絡によってそういったお支払いをいただくようにという、早目の対応をとっておるといふ現状でございます。以上でございます。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 ありがとうございます。コンビニだと手数料もかかるし、納税では口座振替が一番有効な手段かなと思うんですが、担当課のほうの目標値ってありますか、口座振替何%、今70%ぐらいですか、担当課としてここまでは口座振替に行きたいねという目標値があれば教えていただきたいと思います。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

今、目標値とありましたけど、現在は目標値といった数字は持っておりませんが、今後、口座振替につきましても、65歳以上から特別徴収となっておりますので、残りの方が口座という形になりますが、なかなか今後、今の数字がかなり70%まで伸びますので、なかなかこの後、高齢者もだんだんふえていって、65歳以上になった方もふえてきますのでなかなか厳しい、今後、伸び率は厳しいとは思っておりますが、今お話をいただきまして、今回70%でしたので、来年はそれを維持し、さらに70%を超えるという、そんな目標という形で申し上げさせていただきたいと思います。済みません、失礼します。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 やはりしっかり目標値を持って、それに取り組むというのもやりがいも出てくるといふので、ぜひ頑張ってください。以上で質問を終わります。

○竹内委員長 ほかにどうですか。

土屋委員。

○土屋委員 4款の療養給付費等交付金というのはどういった性格のものか、また、前の年よりも減っている理由を

教えてください。1つずつ行きますね、お願いします。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

療養給付費等交付金は、退職被保険者及びその被保険者に係る保険給付費及び後期高齢者、委員長、済みません、訂正させてください。申しわけございません。退職被保険者及び被扶養者に係る保険給付費及び後期高齢者支援金について、退職被保険者などの保険税を考慮した額が、被用者保険からの拠出金を財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。平成29年度は、退職被保険者の減少に伴いまして療養給付費が約1億3,948万円減少したことから減となりました。退職医療制度では、平成27年度以降の新規退職者が発生しないことから、今後も引き続き減少する見込みでございます。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 わかりましたというか、ごめん。要は、退職した人に、これはいわゆる健康保険組合からお金が出るということだね。これが市のほうに全て入ってくるということですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

そのとおりでございます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 わかりました。

それと今、課長さんの説明で、今後もそんなふえていかないよということなんですけども、平成30年度から国民健康保険が広域化したことによっては、療養給付費の交付金はどうなっていくのか、ちょっと教えてください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

平成30年度からは、広域化したことによりまして、県の国民健康保険特別会計に県内市町の合計分が予算計上されております。この制度自体は変わっておりませんので、県内市町の退職被保険者及びその被扶養者に係る保険給付費及び後期高齢者支援金については、退職被保険者などの保険税を控除した額が被用者保険からの拠出金を財源として、社会保険診療報酬支払基金から県へ交付されております。以上でございます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 わかりましたけども、それでごめんよ、これから減っていくという理由は、要は退職者とかそういうのがいなくなるとそういうこと。というのは、年齢が重なっていくと退職者って何かふえていきそうな気がするじゃんね、気がするだけか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

まず、退職被保険者制度ですが、平成24年から団塊の世代が65歳到達により退職被保険者制度から抜け始めたので、平成23年度をピークに減少しています。また、平成27年度以降の加入者においては、退職に新規適用がないため、その数は確実に減少し、平成31年度末にゼロとなる予定です。現在の退職被保険者は、経過措置によるものということでございます。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 わかりました。ありがとうございます。

○竹内委員長 それでは、ほかに。

楠委員。

○楠副委員長 私のほうからは、ちょっと戻るんですけども1款1項1目です。全体でいいんですけども、収入

の未済額、これ3月末で締めてると思うので、実際のところは、全体だけでいいです、どれくらいになっているのか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

収入未済額の状況ですが、平成30年8月31日現在で、収納額は3,927万6,906円、収納率でいきますと4.51%となっております。以上でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 おおむねこれは前年と同じぐらいのレベルで収納できてるといふふうに理解すればいいですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

平成29年度が10.99%、平成30年度が14.51%ですので、若干収納率のほうが上がっております。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 御尽力が功を奏しておるといふふうに理解します。

もう一点いいですか。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 不納欠損額の推移というのは、監査さんのほうで出しているんですよね。これを見ますと平成27年度をピークにして、いい方向でトレンドを見ると減少しているんですよ。平成29年度も下がってきてるんですけども、これはやっぱり先ほど御案内あったような口座振替ですとか、そういったような効果が出ているのか、どのように、分析されていれば教えていただきたいと思います。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

不納欠損額についてでございますが、まず、不納欠損とする前には、滞納者の資力、資金力があるかどうかを調査し、資力がなければ滞納処分の執行停止を進めております。そのため過去の処分内容により、当年度の不納欠損金額の大小、多い、少ないが決まってまいります。そして、平成29年度につきましては、不納欠損の対象となった者の人数は、前年度より32名減っておりまして、約231万円の減少となっております。そういった調査により、毎年的人数は変わってきますので、その分の減少ということもありますし、先ほど私のほうで御説明させていただいたとおり、滞納の方は、やはり納付書によって支払う方ですので、そういった中でコンビニ交付といった、あるいは口座振替の推進といったものは、最終的には不納欠損の減少につながっているものと捉えています。以上でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 滞納が、忘れてたからということが要因の1つでもあるとは思いますが、やっぱりそれでも電話で催促をしても払えない状況というのは大体どのような、生活困窮とかそういうような理由が多いんですかね。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

まず、電話で御自宅のほうにお電話してお話しする中には、早期な方でありますので、電話でお話ししたときには、ある程度、納付というのはいただけているのではないかというふうに捉えております。

そして、不納欠損となる方につきましては、その内訳といいますか中身につきましては、やはり財産のない方が93人、生活困窮が4人、そして所在不明の方が33人、死亡の方が4人、計134人となっております。そうした中で、やはり生活困窮の方、財産なしという方が93人いらっしゃいますので、そこら辺が不納欠損と最終的にさせていただける状況だと思っております。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 ということろでちょっと戻るんですけど、こうやって減少してきているのを見ていくと、生活困窮が減ってきているのか、それとも亡くなられる方がそんなにたくさんふえるとは思えないので、どうでしょう、消去法でいくと生活困窮者が減少しているような傾向にあるのかどうなのか、そこだけ聞いて終わります。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

まず、保険料の納付につきましては、軽減措置としまして基本的に国保の方は、所得が年金の方がだんだんと多くなりまして少ないものですから、また、所得の少ない方には軽減の7割、5割、2割といった軽減のいろいろ御相談とか、そういったことで軽減対象として軽減の措置をさせていただいて納めていただきますので、金額的にはそんなにはないんですが、今、楠委員の御質問のものをちょっと考えてみますと、やはり所得のゼロの人が629名のうち173名いたということになりまして、そんなところから下がっているのかなというふうに感じております。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 所得がない人が少なくなってきたということで理解すればいいですかね。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 そのように私どもは分析しております。以上でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 終わります。ありがとうございます。

○竹内委員長 ほかにいかがですか。歳入よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 では次に、歳出について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

馬場委員。

○馬場委員 1款1項1目13節の委託料の中で、国民健康保険システム改修業務において850万何がしの支出がされとるわけですが、まず、この内容を教えていただきたいと思います。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

平成30年度の国保広域化に向けての国保システムの改修費用でございます。改修は、大きく分けて2つありまして、1つ目は、県内市町の国保の異動状況を管理するシステム、国保情報集約システムになりますが、への提供する資格情報を作成する機能を追加したこと。2つ目は、保険証、高齢受給者証などのレイアウトを県内統一の様式に変更するなど、制度改正へ対応するために自庁システムを改修したものでございます。以上です。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 今回の広域化に係るシステムの変更というふうに捉えさせていただきました。そうすると、この財源については、どうなっていますか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

改修費用は、全額国庫補助対象でございます。国保会計の事務費の財源は、全て一般会計繰入金で賄われているため、一般会計に国庫補助金として歳入しております。以上でございます。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 わかりました。了解です。

○竹内委員長 ほかに。

土屋委員。

○土屋委員 3つありますので、1つずつ行きます。

2 款の保険給付費において、1 人当たりの医療費の状況はどのようなのですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

1 人当たりの医療費は、一般被保険者33万8,772円、前年度比2.2%の増、退職被保険者は34万9,949円、前年度比13.1%の減、全被保険者につきましては33万8,999円、前年度対比につきましては1.4%の増となります。前年度と比較いたしましては、調剤の医療費がふえているのが特徴でございます。医療費総額は前年度と比較して2.9%減少であります。これは被保険者が減少していることが要因であります。年度平均加入者数は、前年度と比較しまして4.3%減少しております。以上でございます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 ありがとうございます。これ4.3%減というのは、亡くなっていくもんでということ。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

75歳になりますと後期高齢者医療制度のほうに加入になりますので、これからどんどん後期高齢がふえていくといつか、国保の人数が減り、後期高齢がふえていくといった、これからの状況でございます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 ありがとうね、済みません。ここだけを捉えて喜んでる場合じゃないという、そういうことだね。ありがとうございます。

全部の被保険者では前年度より1人当たりの医療費が増加しているということだけでも、県内での位置はどのくらいか。県内の位置というのは、みんな結構気になるところで、県内で5番とか10番だとまあまあかなとか、20番というど何だという話あるんだけど、ちょっと教えてください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

一般被保険者、退職被保険者、全被保険者ともに23市中、これは第20位となっておりますが、これは少ないほうから4番目となっております。ですので、かなり湖西市の、これは納税につきましてもそうですし、いろんな面においても湖西市の方というのは、非常にそういった面で真面目といえますか、そういった面に取り組んでいただいております。市として誇りとなるようなそういったふう感じております。これの医療費につきましてもお願いをさせていただいてる中で、市内でも4番目に少ないと、医療費が少ないという統計が出ております。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 大変結構だとは思いますが、何でそんなに少ない。よそはどうかとちょっと思っちゃうんですけど、どうですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

やはり他市と比べましても、またこれも特に主なものとなりますが、取り組みの事業となりますが、特定健診でも県内でも4位となっております。特定健診において湖西市の取り組みとしましては、指導対象になった方に教室を実施し、健診結果の見方や生活の振り返りを行い、今後の生活の改善目標を立ててもらっております。特に、初回面接実施3カ月から6カ月後に体重、腹囲、血圧、生活習慣の変化など、状況の確認を手紙や訪問、面接を行っております。また、教室に参加できなかった対象者には、自宅訪問や来庁していただき、面接を実施し、教室参加と同様の指導を行っております。

健診事業が開始され、10年目になり、指導率も70%を超えております。市民にも大分浸透してきているのではないかと考えております。生活改善を実施し、検査等の結果を改善されている方もおります。また、治療対象の検査結果

でも未治療の方には受診を勧奨し、早期に治療を開始することにより、疾病の重症化を予防しております。

湖西市は医療費が低く、受診率は県平均、同規模保険者と比較して高い傾向にあります。これは早期に受診しているために医療費が低く抑えられていると考えております。こうしたいつまでも健康でいただくという、そういった活動が医療費を抑えるといったものに効果が出ているものというふうに捉えております。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 ありがとうございます。

○竹内委員長 ほかにいかがですか。

楠委員。

○楠副委員長 歳出の1款2項1目、賦課徴収費のところでお伺いしたいと思います。

説明書の193ページの(3)のところに外国人の被保険者、国別に人数が記載があるんですけども、過去3年分見ていくと少し国によって増減があったり、でも全体的には少しずつふえている傾向があるんですね。だけでも、湖西市に住所がある外国籍の方の比率から見ると大体15%ぐらいしか国保に加入されてないんですけども、以外の方というのは、健保に入った、どうなんですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

まず初めに、外国人の転入者についてですが、市民課での転入手続の際に前住所で国保に加入していた場合は、保険年金課へ案内がありまして、国保への加入手続を行っております。また、市民課で保険加入状況の聞き取りを行いまして、無保険が疑われる方については、保険年金課へ案内がありまして、制度の説明をした上で必要に応じ、国保加入手続をするように窓口では行っております。

社会保険を脱退して無保険状態の方は、従来、把握が困難でありましたが、最近ではといいますか平成26年9月からねんきんネットを導入したことによりまして、年金の加入状況を照会というか確認ができるため、ある程度の把握は可能となっております。そうしたことから、できるだけ外国人の保険への加入等を実施しておりますが、そのほかについては、社保とか、ある意味、無保険の方もいらっしゃるんじゃないかというふうには考えられておりますが、できる限りそういった把握に努め、遂行していきたいというふうに思っております。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 無保険で滞在されてる方も多いのか少ないのかぐらい、少しちょっとわかる範囲でいいです。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えします。

平成26年度のねんきんネットがないときに、まさに確認がなかなか難しかったんですが、今ではねんきんネットを活用して、社保の脱退状況がわかりますので、こういった面である程度、そこら辺が確認ができるようになりましたので、大部分が国保に加入されているというふうには思っておりますが、実際にはちょっと調査というのができませんので、現状の中では社保か国保といったことになってるというふうに捉えております。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 国民健康保険の所管部署として、今の現状をどのように捉まえるというんですか、全体の15%の方しか国保に入っていないというのか、いやおおむね社会保険、健保入ってみえるから、そんなに心配することないんだよと、どのように所管部署は捉まえておられる。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

やはり外国人の方にそういった無保険状態というのは好ましくありませんが、今の段階では住基ネット、いろいろな窓口でも外国人通訳の方ともいろいろお話をしたりとか、住基ネット等を確認した中で、そういった社保の離脱さ

れた方は国保という形で、できる限りのことでほぼ、ほぼといいますか国保のほうに加入していただいているということ
ことで捉えております。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 ありがとうございます。じゃあそんなに心配することないですよということいいですね。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 そのように捉えておりますし、できるだけ判明しましたら、そのことには十分注意しながら今
後もやっていきたいと思っております。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 関連してなんですけども、以前、地域の方と意見交換をする機会がありまして、その中でちょっと
お話が出たのが、外国籍の方が医療目的で来日されて、高額な費用を、治療、手術かどうかわかんないですけども、
そういったようなことがマスコミにも出たよというようなことで、湖西市の状況とか、もしわかる範囲で。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

今お話しいただきましたように外国人が当初から医療を受けることを目的に来日し、目的を偽り、国民健康保険に
加入し、高額な医療サービスを受けているという事案があることを報道で取り上げられたことによりまして、厚生労
働省から市町村に調査・対策に関する通知が出されました。

湖西市においては、平成29年度の外国人被保険者に対して限度額適用認定書を発行したものは8人であり、この8
人の過去の受診記録については、通常受診内容であり、特に高額となる受診というものはございませんでした。今
後も不正受給と思われるものがあれば、県や入国管理局等に連絡するなど適正に対応してまいります。以上ござい
ます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 こういう事案は、オンタイムでチェックできているというふうに考えていいんですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

ここが、この確認というのがレセプトを中心に確認いたしますので、やはりなかなか2カ月ぐらい、オンタイムで
はできないのが少し時間差ができてしまいますが、2カ月の中でも特に早目早目、見落としのないように努めていき
たいというふうに思っています。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 じゃあ終わります。

○竹内委員長 ほかにいかがですか。

馬場委員。

○馬場委員 今の関連で、オンタイムだと難しいんだけど、医療関係との連携、レセプトですと出てくるもので、
その段階でおかしいという数字は外国人については、常の連携の中でやれば可能じゃないかなと。

ただ、ちゃんとしたのは2カ月ならんと出てこないかもわからんけど、そういった医療関係との連携というのは、
どうなってる。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

この件につきましても厚生労働省から、各医療機関等にもこういった外国人のそういったレセプトの関係とかそう
いったのが通達が行っておりまして、医療機関でもそういった高額のものがあれば、連絡制度といいますか、そう
いったものを行っていますので、実際に、湖西市と医療機関との案件がないものですから、医療機関から連絡があっ

たことはございませんが、今の体制では、通達では医療機関が市町村もしくは入国管理局等に連絡するように努めるという制度で今進んでおります。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 市内の問題ないという判断でよろしいですね。わかりました。

○竹内委員長 ほかにいかがですか。

楠委員。

○楠副委員長 特定健診の受診率なんですけども、前年より、ちょっと私の見間違いかもわかんないですけど前年より減少傾向にあったというふうに感じたんですけども、どうでしょうか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

特定健診の受診率ですが、現状ではほぼ横ばいで減ってはございません。

済みません、先ほどの私の訂正でよろしいでしょうか。

県内で先ほど4位と申し上げましたけど、申しわけございません、6位ということで、済みません、訂正させていただきます。特定健診の受診率の状況です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 ちなみに平成28年と平成29年の数字。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 平成28年度が48.5%、平成29年度は、まだ暫定となりますが、これが49.3%となる予定です。これが8月末現在の暫定数字でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 ちょっと私の見間違いだったかもしれません。済みませんでした。

ただ、まだ50%に届いていないので、また何か受診率を高めていくような施策のようなものがあれば、御紹介いただければと思います。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

やはり受診に関しては、PR、いろんな会での特定健診のコマーシャル等でも行っておりますが、特定健診のPRを含め、あと治療中の方、特に我々一番思っていることは、治療中である方なんですけど、かかりつけ医から本人へ特定健診の受診勧奨をしていただく協力を一人一人のお医者さんに、先生方に特定健診を受診していただくというものを医師会を通じて特定健診を受けていただくというふうにしていくことが、受診率が上がっていくものというふうに捉えておりますし、重要であるというふうに思ってます。かかりつけ医にそのまま行ってる方は、そのまま今お医者さんにかかっているということで、特定健診を受けられない方が多いものですから、データの的に、そこをお医者さんからも今受診はされてますけど、全体的に自分の健康状態を受診してくださいということで勧奨をしていただくようにということが、今健診の受診を上げるための中でも一番の取り組みというふうに思っております。

それと特定健診の期間を、昨年は10月まででしたが、今年度より1カ月延ばして11月にしました。そういった一つ一つ、小さなものも1つずつふやして、現在6位ということですけど、先ほど間違いましたけど、まずは4位を目指して頑張っていきたいというふうに思います。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 わかりました。またじゃあ来年、来年いないかもしれないので、御尽力ください。済みません、終わります。

○竹内委員長 ほかにどうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 よろしいですか。

ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第97号、平成29年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案を、原案のとおり認定することに、賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹内委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。御苦労さまでした。

これで暫時休憩としたいと思います。再開は11時からお願いします。お疲れさまでした。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○竹内委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

続きまして、議案第99号、平成29年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書は24ページから27ページ及び386ページから393ページ、主要施策成果の説明書は223ページから226ページまでとなります。

これより、質疑を行います。質疑は、歳入全般と歳出全般に分けて行います。

それでは、初めに歳入について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

馬場委員お願いします。

○馬場委員 たびたび済みません、先頭で申しわけないですけどお願いします。

保険料の収納率、先ほどの国保のところでもお伺いしたいんですけど、昨年度と比べてどうなのかということと、また、県内の後期高齢者の収納率の中のどの辺の位置にあるのか、教えてください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

前年度に比べ、現年分は99.70%で、0.06ポイントの増となっております。滞納繰越分は40.59%で、10.29ポイントの減となっておりますが、全体では0.01ポイント増加いたしました。そして、県内の順位となりますが、現年分は4位から3位に上昇いたしました。滞納繰越分は4位から9位へと下降しております。合計では、県内23市中、3位となっております。以上でございます。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 今の件についてはわかりました。滞納繰越分の保険料のその後の徴収状況というか、それについてちょっと教えていただけますか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

平成30年度8月末現在となりますが、調定額265万9,390円に対しまして、89万8,750円の収入があり、収納率は33.80%となっております。以上でございます。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 まだまだ3分の1ということですが、状況的に対象者、滞納者の、どういった人たち、恐らく先ほど国

保とも変わりはないと思うんですが、もうちょっと国保に比べて全体に、高齢者になるもんでその辺が難しいところなのかなと思うんですが、わかる範囲で結構ですので、ちょっと中身的なものを教えていただけますか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 やはり高齢者の方になりまして、75歳以上ということですので低所得の方が多く、なかなか支払いにおいても厳しい方が多いように思っております。基本的には特別徴収ですので、そういった納付率も非常に国保と比べて高くなってきておりますけど、やはり納付書の方については、納付書、また滞納していくという方については、やはり全般的には財政的にいろいろ苦しい方が多いように感じております。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 特別徴収で年金から天引きな部分だもんで、取りっぱぐれはないというふうに思うんだけど、その辺のところ滞納者が出る要因というか、ちょっとわかる範囲で結構ですけど。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

特別徴収が原則なんですが、希望により納付される方もありますし、所得が少ない方、介護保険等がまず優先されて、そして半分以上、もうそれが所得の半分以上を超えてきますと特別徴収できないという形になりますので、そういった意味でやはり納付の方というのは、なかなかそういった収入は少ないということからになりますので、その辺がなかなか納付につながらず、滞納に最終的になってしまう方が出てきてしまうのかなというふうに思っています。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 わかりました。ありがとうございました。

○竹内委員長 ほかにどうですか。

土屋委員。

○土屋委員 馬場委員の質問と連動するところもあるんですけども、当市の被保険者1人当たりの保険料と医療費はいかほどか教えてください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

医療費ですが、平成29年度の1人当たりの保険料は6万5,324円、医療費は78万2,003円でございます。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 保険料と医療費じゃ物すごい差があるのにどうなっちゃってるのかなと思うぐらいのあれですけども。これでさっき言った滞納の繰り越しで、支払えない人は、こういう医療にはかかれないんだか、その辺のぐあいをちょっと教えてください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

滞納者の方については、これも国保と同じように納付の相談をさせていただき、そして、相談の中で、短期証あるいは資格証という形にはなっていますが、短期証になれば期間が限られてますし、資格証であれば10割負担という形で医療を受けていただくという形になりますが、後期高齢におきましては、平成29年度におきましては短期証を発行させていただいたものは、今のところございませんで、医者の方には通常の1割負担、一般的に1割負担となりますけど受けていただいている状況でございます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 ありがとうございます。それで、県の広域連合の1人当たりの平均医療費という、湖西は78万だったけど、県の平均で幾らぐらいか。それで湖西市は、県内の各市でまたいつも聞く順位はどのくらいなのか、ちょっと教

えてください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

静岡県広域連合の1人当たりの平均医療費は81万6,472円ございまして、湖西市の78万2,003円でございますので、少ないほうから県内では8番目となっております。以上でございます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 ありがとうね。こういうのは指導とかそういう問題じゃないもので、どうしようもない話だと思います。ありがとうございます。

医療費はこれから後期高齢者がふえていきますけど、どのぐらいの割合でふえていくのか教えてください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

湖西市の1人当たりの医療費は、平成28年度から毎年、約になりますけど1.5%程度の増加傾向になっておりますので、今後もやはり後期高齢者はふえていきますので、この割合も少しずつふえていきますので、努力してふえていかないように頑張っていきたいと思います。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 ありがとね。医療費がふえていかないように努力するたって、病院行く回数を減らすように指導せいやいなくなっちゃうもので、これは自然増だもんでしょうがないよねと僕は思うけど、どう課長さん。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

やはり自然増という言葉もありまして、なかなか土屋委員のおっしゃるところはありますけど、そのためには、やはり健康でいただくということで、その取り組みがとにかくやっていくということで、いつまでも健康でいただくということで、そのためには健診を受けていただいて、自分の体をチェックしていただくということで、一般論になりますけど、そんな形で頑張っていきたいと思います。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 了解しました。

○竹内委員長 ほかにどうですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 それでは、次に歳出について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

土屋委員。

○土屋委員 諸支出金というのがあるんですけども、保険料の還付金、23節の償還金、利子及び割引料が前年度の倍以上にふえている理由と内訳を教えてください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

平成29年度は215件、110万2,100円の過年度分の保険料の還付を行いまして、その中で前年度からふえたものは、死亡が91件、軽減判定誤りが89件、転出19件、二重納付6件等でございます。以上が内訳となっております。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 死亡による還付というのは、前年度に比べるとどのくらいふえてるものですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

平成28年度の死亡還付金が58件のため、平成29年度は約1.6倍にふえております。以上でございます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 亡くなってる方が多いということがわかりましたので。それで、軽減判定誤りというのは、今おっしゃったけども、どういったケースとか理由をちょっと教えてください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

軽減判定誤りですが、平成29年2月17日の議員全員協議会で御報告させていただきました内容でございますが、国の定めた仕様に基づき、全国共通で使用している保険料システムの設定誤りが原因で生じた保険料の賦課誤りのことでございます。広域連合からの指示を受けまして、賦課誤りが発生した平成20年度にさかのぼり、25名に52万2,200円の保険料、19名に6万7,400円の還付加算金をお支払いしたものでございます。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 そうするともうことしはないということですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 お答えいたします。

あと残っているのが、旧新居町分、合併前の新居町分の2名の方が残ってございます。この2名の方につきましては、やはりシステム等の関係で、確定が後期高齢のほうで昨年よりまだできていなかったものですから、確認した中では、本年度中には還付の手続に入れるということを伺っております。以上でございます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 ありがとうございます。結構です。

○竹内委員長 ほかにいかがですか。

楠委員。

○楠副委員長 先輩方に元気で長生きしていただくために、ここで聞いていいのかちょっとわからないですけど、地域包括ケアシステムとかは、後期高齢に全く関係なくはないと思うんですけど、介護やりながら医療も当然発生してくると思うんですけども、そういった意味で地域包括ケアシステムの進捗みたいなのは、こちらで聞いても大丈夫なのかな。所管外だと言ってもらえれば。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

申しわけございません、進捗状況については、ちょっと把握しておりませんが、うちのほうの保健師等も会議等にも参加していくなど、やはりそういった協力してやっていくということは重要ですので、そういった意味で包括ケアシステムとの連携というのは、またこの場におきましてもさらにやっていきたいというふうに感じております。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 保健師さんが連携していただいているとは思いますが、そういった情報が、後期高齢者医療の中での役割分ですとか、介護の役割分ですとか、医療のほうの役割分とかというような中で、うまく共有できていればいいなと思ったんですけども、そこは大丈夫ですかね。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

今、楠委員がお話いただいた件というのは、これは全国的とか県ともそういった協力といいますかそういったことが言われておきまして、データについてもそういった国保の件、それぞれのデータを共有して、そして教室等とか分析に使ったりとか、そういったことも進めていくというのが、それぞれ会議とかでもそういったことが言われておきまして、湖西市におきましてもそういった情報共有を進めた中で、今後、今までのそういった中で余り動きが少な

かったですが、そういった情報共有、全国的にもそうですけど、データの情報共有がまず1つとしてやりながら教室、そういったものを取り組んでいくということで、進めていきたいというふうに思っております。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 今後の御尽力に期待し、終わります。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 2款の広域連合の関係ですけど、納付金かなり今年度ふえてるんですけど、その理由と先ほどからの説明の中でも高齢化、急速な、それに対する施策等ありましたら、どのように考えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えします。

ふえている理由でございますが、被保険者数234人増加に伴う保険料収入の増加によりまして、保険料負担金が3,144万円増加しましたことと、保険料軽減対象者の拡大に伴い一般会計からの繰入金である保険基盤安定負担金が365万円増加したことにより、広域連合負担金がふえたものでございます。

今後の施策についてでございますが、今後、後期高齢者が増加していく中で、高齢者の健康を守り、自立を促進するため実施主体となる広域連合などと連携・協力し、保険事業を推進していくことが重要だと思っております。その中で、市としましては、収納率の向上と健診受診率向上による予防強化やジェネリック薬品の利用促進等による医療費の抑制に努力していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 わかりました。その中で健康であるのが一番だと思えますし、先ほどもジェネリックも薬剤なんかはかなり経費的に普通に上がってるもんで、ジェネリックを推奨しているというようなお話伺いました。要するに健康を維持するための庁舎内の関係の中で、市全体として健康増進課という担当課もあるもんで、その辺の連携はどのようになっているんですかね。

○竹内委員長 保険年金課長。

○尾崎保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

健康増進課、やはり連携というのがこちらでも重要でありますし、健康診断等でも特定健診におきましても、がん検診やそれぞれの検診も特定健診と合わせて実施しておりますし、結構、健康増進課の事業というものを多岐にわたりいろいろ実施されているようであります。そんな中で、あとうちのほうの事業としましては、高齢受給者証を70歳以上になると受給者証をお渡しして、2割負担という形に、所得に応じてになりますが、2割負担となる高齢受給者証をお渡しするときに、それぞれの毎月御案内して、そこで健康に対する指導あるいは健康増進課におかれます、そういった保健師さんの健康の指導、あるいはみそ汁の減塩の試食、そういったものを合わせて、70歳になられる方へのそういったことを協力して行っております。こうした中で、やはり保健師さんの指導というものをさらにうちのほうのと合わせて、保険年金課の事業と合わせて、さらに充実していくように頑張っていきたいと思っております。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 ありがとうございます。保険証、受給者証を出すほうの立場と健康を守っていかないといけないという立場が全然違うもんですから、業種的に。なんで、そこらも一方では、国保、高齢者でもどんどん医療費が上がっていだけで、一方の担当課の違うところでは、健康を守るためのことをやるところあるもんで、実際には難しい部分だよね、その辺はね。お金の出入りだけこっちが見ないといけないというのと、片方は健康を守りたくやらないかんというの。特にだけど、高齢者はどんどんふえていくもんで、そういった中で連携した中で、それこそ湖西市全体の中で健康お達者な高齢者を維持していくというのが一番だと思います。常に連携とってしっかりとやっていただきたいと思っております。答弁は結構です。ありがとうございました。

○竹内委員長 ほかにいかがですか。いいですか。

ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第99号、平成29年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹内委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告は、正副委員長において作成させていただきます。御了承ください。

暫時休憩といたします。

午前11時24分 休憩

午前11時28分 再開

○竹内委員長 では休憩を解いて、会議を再開いたします。

次に、請願の審査に入らせていただきます。

請願第1号、平成31年度税制改正における自動車関係諸税の抜本見直しを求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号については、審査の必要から紹介議員の説明を聞きたいと思っております。これに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○竹内委員長 挙手全員であります。

よって、紹介議員から説明を聞くことに決定いたしました。

請願第1号の内容について、紹介議員の楠 浩幸君に趣旨説明を求めることにいたします。

それでは、楠議員から趣旨説明をお願いいたします。

○楠議員 それでは私のほうからは、お手元に請願文書表があるかと思っておりますけれども、お目通ししたいと思っております。

件名につきましては、委員長が御案内のとおり平成31年度税制改正における自動車関係諸税の抜本見直しを求める請願ということで、請願の要旨について述べさせていただきます。

自動車は、国民の生活必需品であるにもかかわらず、取得・保有・走行の各段階で複雑かつ過重な税負担がかけられており、一般財源化による課税根拠の喪失など、不条理な二重課税といった多くの課題が残されております。そのため、社会保障と税の一体化に伴う税制抜本改革法第7条に記された簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを行うに沿って、確実な負荷軽減措置が講じなければなりません。

日本経済は緩やかに回復基調が続くものの、長期デフレからの脱却、経済好循環の実現に向けて、道半ばの状況であり、正念場を迎えております。地方の活性化が急務となっております。

自動車は、地方における生活の重要な足であり、自動車産業は地方の経済や雇用を支える屋台骨であることと、加えて、高齢化社会においても誰もが自由で安全な移動を享受するためには、最新技術が搭載された自動車が社会に普

及することが不可欠であり、不条理な自動車関係諸税の簡素化、負担の軽減を求める取り組みは、住みやすい日本社会を維持し、持続的な発展を続けるために重要な取り組みであります。つきましては、湖西市議会におかれましても自動車関係諸税の簡素化、負担の軽減を最重要案件として、国及び政府へ強い働きかけをお願い申し上げますというようなことが要旨となっております。以上です。よろしく申し上げます。

○竹内委員長 それでは、ただいまの趣旨説明に対し、質疑のある方はございませんか。

馬場委員。

○馬場委員 平成28年にも自動車関係諸税の抜本見直しを求める請願を提出、意見書を採択した経緯があると思うんですが、今回なぜ同じような請願を提出するのかをお伺いいたします。

○竹内委員長 楠議員。

○楠議員 お答えします。

皆さん御案内のとおり、来年10月に予定されております消費税が8%から10%に引き上げられるというようなことがあります。自動車関係諸税の抜本改革がなされなければ、国内の新車販売が減少して、自動化、これから自動運転ですとか、知能化が搭載された新車の普及が減速をするというふうに予測されています。というのが、過去にも消費税が3%から5%に上がったとき、5%から8%に上がったときに、その都度、約年間100万台の減産があったという事実がございます。

そのようなことを踏まえて、この100年に1度というような自動車産業の変換期に迎えている中で、グローバル競争を行っている日本メーカーは、海外メーカーからおくれをとることになってしまいます。湖西市のように自動車関係の企業さんが多い自治体への影響ははかり知れないというようなことです。

先ほど要旨の中でも雇用についても述べさせていただきましたけれども、湖西市で製造業に従事される2万人の多くは、自動車関係に従事されているということは、議員の皆さん、御案内のとおりでございます。まず、こういった地方にとりまして、自動車は生活必需品であり、雇用も含めて維持費も含めて税負担の軽減について地方から声を上げていく必要があるというふうに思っております。以上です。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 趣旨については、理解させていただきました。これからの自動車自体もAI化も進んで、自動運転化はもうなっていくと思うんですけど、各自治体においてもこういった請願がなされているとは思いますが、全国レベル的の、本来なら国で税制、いろいろ見直してもらわないかん部分だもんで、地方から上げるのも大事なことなんですけど、全国の自動車労連としては、どのような対応をされているか、わかる範囲で結構です。

○竹内委員長 楠議員。

○楠議員 自動車総連の9月の第2週に大会がありましたけれども、その中でも宣言をされる中で、全国的に取り組んでいこうと。それで、私のように自動車関係の企業から擁立している議員に対して各自治体に意見書を出していくというような運動が今まさに広がっているところございまして、今、私でつかんでる情報、愛知県の情報でしかないんですけども、愛知県のほうにつきましては、おおむねの自治体で意見書が提出されるというふうに聞いております。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 わかりました。

○竹内委員長 ほかにいかがですか。

豊田委員。

○豊田委員 前にいただいている請願文書表の中に請願の項目というのがございまして、この中に自動車重量税の当分の間税率という言葉があるんですが、これはどういったことを意味しているのか、ちょっと御説明いただけますか。

○竹内委員長 楠議員。

○楠議員 これは昭和48年から52年の道路整備5カ年計画というのがあったそうです。その財源の不足として、昭和49年度から暫定措置として、租税特別措置法というのがありまして、暫定税率が適応をされて以降、延長がずっと繰り返されていたわけなんです。平成21年度の税制大綱で、道路特定財源というものが廃止されました。このときに一般財源化されたことを受けて、平成22年度の税制大綱で暫定税率は廃止となったけれども、環境温暖化や厳しい財源事情を留意する必要があるということから、当分の間、当時の税率水準を維持をするというふうにされて、現在こういった言葉を使うようになってきているというふう聞いております。以上です。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 わかりました。ありがとうございました。

○竹内委員長 ほかにいかがですか。

土屋委員。

○土屋委員 今、豊田委員の質問した中で、これは楠さんに聞いたって知らんわというかもしれないけど、当分の間というのは、一体どのぐらいのことを言うのかね。

○竹内委員長 楠議員。

○楠議員 当分の間というのが、わからんもんですから、もうやめてくださいというような趣旨でございます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 わかりました。

それと燃料課税における複雑な課税とは、どのようなものになるのか教えてください。

○竹内委員長 楠議員。

○楠議員 燃料課税というふうに言うと、なかなか聞きなれない言葉なんですけれども、今普通に私たちがガソリンをガソリンスタンドで給油します。レギュラーガソリンですと、今150円ぐらいですかね。この150円の中にガソリンですと揮発油税、それと揮発油税も、これも地方税分という部分がまた乗っかっていき、それからそれに加えて消費税が税金の上に税金が乗っかってる。本質のガソリンの単価というのは、大体、今85円ぐらいだというふうに聞いております。85円に本則の揮発油税が乗っかって、その上にまた暫定税率が賦課されているものですから、大体その暫定税率、当分の間と言われていた税率の上乗せ分が25円ぐらい。本来であれば、今リッター125円で給油できるものが、買えるものが150円ぐらいになっているというようなこと。この暫定税率、当分の間の税率がなくなれば、125円で給油ができるようになるというふうには、非常に複雑な税の仕組みになっております。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 ごめん、今、レギュラーで85円というのは、今、楠さん言ったよね。それプラス25円ということなんですか、これは。

○竹内委員長 楠議員。

○楠議員 揮発油税というのが、本則が大体ですけども24円ぐらいなんです。暫定税率が、また24円ぐらいになって、これ2倍ぐらいになってます。地方揮発油税、地方税分ですけども、これが本則ですと4.4円、暫定分が1.2倍になって5.2円ですね。これで大体25円ぐらいです。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 わかりました。

○竹内委員長 ほかに。

馬場委員。

○馬場委員 先ほどの豊田委員のほうからも話ありましたが、請願の項目の中の環境性能割について、負担軽減措置の必要性ということを言われてるんですけど、その必要性について、少し説明いただきたいと思っております。

○竹内委員長 楠議員。

○楠議員 お答えします。

新しい環境性能割につきましては、環境対策車の普及と技術の進展が大きく進んでいます。大分見かけるようになりましたけども、水素燃料の自動車MIRAIですとか、あとPHEV、ハイブリッド、プラス給電して電気だけで動く、予備としてエンジンがついてるようなシステムであったりですとか、あとはエンジンで発電をしながらモーターで動かすような自動車も徐々に普及をしてきているとこなんです。

このように技術的な革新がどんどん進んでいきます。そういった中での今、環境性能割が取得税ととりかわって3%の中で、環境の性能のいいものについてはゼロ%、対応がちょっとおくらしているような車については3%丸々払ってもらおうというようなふうになってるんですけども、ここの自動車の性能の進化に伴って、この環境割については制度を見直す必要があるんじゃないですかというような提案です。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 何となくこの環境という部分についての、電気自動車化とかいろんな部分でもっとはっきりしようと、削減のためにとかというふうな、環境というのは、イコールそこになってくるんだけど、なかなか環境性能割という言葉自体が難しいかなと思ったもので、ちょっと質問させていただきました。理解はさせていただきました。

○竹内委員長 ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

ほかに質疑もないようですので、紹介議員の楠 浩幸君に対する質疑を終了いたします。ありがとうございました。では次に、意見のある方は御発言をお願いします。

馬場委員。

○馬場委員 請願項目1、2という、1の中に、ア、イ、ウ。2、ア、イ。3、ア、というふうな形で何項目か出てるんですけど、これを当委員会ではどういうふうな形にするかということに最後は落ちつくと思うんですけど、その辺のところについては、項目別にこの委員会で最終的に決めるということだね。その辺のところ、委員長いかがですか。

○竹内委員長 ただいま馬場委員から採決の仕方の決め方ですよ。項目別に上がっていて、その中にまた、ア、イ、とこういうふうに分かれているんですけども、これをどのようにしたらいいかということで、決めていきたいと思います。

ちょっと暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時57分 再開

○竹内委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、採決の方法について、どのようにいたしますか。

豊田委員。

○豊田委員 請願者のほうから請願の項目という書面が出されてますので、その中に幾つか分かれてます。それぞれ大きくくりなものと、非常にそれを細分化されたものがあるんですけども、いろんなジャンルを網羅されてますので、大きくりに1番、2番、3番と出されてる分類の仕方の中をそれぞれ委員会として可否を判断していかれたらどうでしょうか。

○竹内委員長 ただいま豊田委員からそのような意見が出ました。その方法でやっていくということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 それでは、暫時休憩いたします。

再開は午後1時から再開いたします。よろしく願いいたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○竹内委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

では次に、意見のある方、御発言をお願いいたします。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 先ほどの質疑の中でも丁寧な答弁をいただいて、趣旨については十分理解をさせていただきました。

また、湖西市においても自動車関連の企業等が多いという意味で、この請願については、私は賛成させていただきたいと、そういうふうに思っております。以上です。

○竹内委員長 ほかに意見のある方はございませんか。

豊田委員。

○豊田委員 この自動車に関する税率については、随分、歴史を持った見直し論がされ続けてきております。特に現状を振り返りますと、正直、自動車というのは生活必需品になってます。ここの自動車税の課税の根拠というのは、いわゆるぜいたく品であって、道路維持、その他のために所有者に負担を求めようというのがスタートラインだったというふうに関いてます。ところが今の状況は、もう完全に自動車というのは生活必需品だと、特にこの湖西市において、我々の居住する地域は車がなくては仕事も生活も成り立たないと。そういった中で、ぜいたく品対象とした税制を維持し続けるということは、もう間違いだというふうに断言できると思います。特に10年前ですか、税制改正をもって目的税であった部分が一般財源化されました。ということは、もうそこでは自動車の所有者が負担すべき税ではないと、負担すべきものではないということが明確に国としても認定したものだというふうに思ってます。それをなおかつ今の段階で、自動車関係税として維持し続けることは、そもそも根本的な間違いがあるというふうに思います。

そういった意味で、まず湖西市として自動車を必需品として生活する我々の立場からして、この請願に関しては賛成というふうに言わざるを得ません。これに関しましては、請願要旨のところでも一部触れてくれてはおりますけども、もっと拡大して解釈して、税制そのものの見直しを含めた抜本的な問題と認識しております。以上です。

○竹内委員長 ありがとうございます。ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 では、ないようですので、これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

豊田委員。

○豊田委員 今先ほど意見のところで述べさせていただきましたが、既に形骸化しているのではないかとと思われる税制の見直しについては、ぜひ地域としても要望していきたいと思えますし、せんだって、ちょっと見た資料の中で、JAF、日本自動車連盟が12万3,000人の自動車関係者の方にアンケート調査をしたところ、98%が自動車税は疑問を持つという、失礼しました、負担に感じるという回答をしております。全体の6割の方が非常に大きな負担感を感じて、税制に違和感を持つという返事をしておられるというような表現も見ております。そういった意味から湖西市の立場として、それからまた、自動車を使わざるを得ない人間の立場として、この請願には賛成であるという意見を表明させていただきます。以上です。

○竹内委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第1号、平成31年度税制改正における自動車関係諸税の抜本見直しを求める請願を採決いたします。採決は、項目ごとに区分して行います。

まず第1項、車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減をすることを採択することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹内委員長 挙手全員であります。

よって第1項は、採択と決しました。

次に、第2項、燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減をすることを採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹内委員長 挙手全員であります。

よって第2項は、採択と決しました。

次に、第3項、地方への代替財源の確保を前提とした自動車関連諸税の見直し措置を講ずることを採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹内委員長 挙手全員であります。

よって第3項は、採択と決しました。

ただいまより、湖西市議会会議規則第138条第1項に基づき、請願の審査報告にて報告する意見案を作成するため、暫時休憩といたします。

暫時休憩を二、三十分程度いただきたいと、では再開は1時半といたします。

午後1時06分 休憩

午後1時24分 再開

○竹内委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

それでは、お手元に配付してあります請願第1号への意見案について、議会事務局から御報告申し上げます。お願いいたします。

○事務局 事務局です。

それでは、お手元に配付しております請願審査報告書の案をごらんください。

委員会の意見欄を朗読いたします。

「採択すべきもの」とする意見。

湖西市においても自動車関連企業が多く、内容には賛同できる。

自動車関係の税制については見直しが求められている。現在の生活において自動車は仕事や生活において必需品であり、当初の「ぜいたく品」であるからとの課税根拠はもはや成り立たないと考えられる。以上でございます。

○竹内委員長 お諮りいたします。

請願第1号に対する本委員会の意見を、意見案のとおりとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました請願の審査を終了いたしました。

豊田委員。

○豊田委員 採択そのものは、今の決定のとおりでよろしいかと思えます。

ただ、その内容としまして、請願者のほうから出されておりました請願の項目のところで一部文章表現を訂正したほうがわかりやすいのではないかと思われるところがありますので、よければお諮りしたいと思います。

○竹内委員長 ただいま豊田委員から出ました意見について。
暫時休憩といたします。

午後1時26分 休憩

午後1時26分 再開

○竹内委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

ただいま豊田委員から意見が出されました。この意見に関しましては、次回、本会議で採択されたときに意見書をつくるときに、意見案として考えていきたいと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 そのようにいたします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました請願の審査を終了いたしました。

以上で、総務経済委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

〔午後1時27分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 竹内 祐子